
Ⅲ. 収支報告書等の作成

A) 概説

収支報告書とは、政治団体の収入、支出の総額やこれらの明細などを記載した報告書をいい、毎年12月31日現在（解散等の場合には、その日現在）で作成されるものです。この収支報告書は、当該政治団体の1年間の収入及び支出の状況等に関する決算書ともいべきものです。

収支報告書については、12月31日までに作成された会計帳簿に沿って、その会計処理の実態に即して作成されるべきものであり、提出に際しては、「真実に相違ない」旨の宣誓書も併せて提出することとなっています。

収支報告書の要旨は官報又は都道府県の公報によって公表されるとともに、収支報告書そのものも閲覧又は写しの交付の対象となっており、収支報告書は、政治団体の政治資金の収支を国民の前に公開するという法の目的から見て、極めて重要な役割を担うものです。

35ページからの収支報告書の記載事項等についての概説を理解頂き、64ページ以下の記載方法及び記載例を参考にして、国民から見て分かりやすい収支報告書等の作成に努めて下さい。

1. 収支報告書に記載すべき事項

収支報告書には、その年におけるすべての収入及び支出その他の事項について次の(1)から(3)までにそれぞれ掲げるもの（これらの事項がないときはその旨）を記載しなければなりません。なお、収入や支出の考え方は、会計帳簿におけるものと同じですので詳しくは、収入は11ページ～、支出は22ページ～をご覧ください。

(1) 収入

① 収入の総額

「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいいます。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされています。

また、「収入」の定義からは、政治資金の運用に係る金銭等（元本）は除かれています。

② 収入の項目ごとの金額

「収入」については、その基因となった事実により、「個人が負担する党費又は会費」、「寄附」、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」、「借入金」、「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」、「その他の収入」の6項目に分類して記載します。

なお、資金管理団体にあつては、特定寄附（15ページ参照）の総額も併せて記載します。

③ 上記(①、②)のほか、次の事項

36～38ページの表にある一定の事項を記載することとされています。

収 支 報 告 書 の 記 載 事 項 (収 入)

項 目		記 載 事 項
個人が負担する 党費又は会費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 金額、納入者の数 ※ 法人等が負担する党費又は会費については、法により、寄附とみなされますので、下の「寄附」に区分します。
寄附	寄附 (政党匿名寄附以外のもの)	<p>○ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附者の氏名、住所、職業（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・ 金額（<u>金銭以外の財産上の利益は、時価に見積もった金額</u>）、年月日 ・ 特定寄附である場合にはその旨 ・ 遺贈による寄附である場合にはその旨 ・ 寄附をした者が上場・外資50%超の会社である場合はその旨 <p>※ 年間5万円以下の寄附であっても、課税上の優遇措置（39ページ参照）を受けようとするものについては、金額の多寡にかかわらず、次の事項を記載しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附者の氏名、住所、職業 ・ 金額、年月日 <p>○ 寄附のうちあつせんによるもので、同一の者によつてあつせんをされた金額の合計額が年間5万円を超えるものがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附のあつせん者の氏名、住所、職業（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・ 寄附のあつせんに係る寄附の金額、集めた期間、国会議員関係政治団体に提供された年月日
	政党匿名寄附	<p>(同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金額の合計額、年月日、場所

<p>機関紙誌の発行 その他の事業による収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の種類、種類ごとの金額 ・ 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨及び当該他の政治団体の名称 <p>○ 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合（17ページ参照）</p> <p>（これらのパーティーごとに）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額 ・ 対価の支払をした者の数 ・ 報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合には、前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数 ・ 他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨及び当該他の政治団体の名称 <p>○ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、<u>同一の者からの対価の支払</u>で、その金額の合計額が20万円を超えるものがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対価の支払をした者の氏名、住所、職業（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・ 対価の支払に係る収入の金額、年月日 ・ 報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合には、前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び年月日
--------------------------------	--

	<p>○ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、<u>同一の者によって対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものがある場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所、職業（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・ 対価の支払のあつせんに係る収入の金額、集めた期間、国会議員関係政治団体に提供された年月日
借入金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借入先、借入先ごとの金額
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金を供与した本部又は支部の名称、主たる事務所の所在地 ・ 金額、年月日
その他の収入	<p>○ 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が<u>10万円以上のものがある場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その基因となった事実 ・ 金額、年月日

【よくあるご質問】課税上の優遇措置

Q 1 個人が政治活動に関する寄附をした場合、どのような優遇措置があるのですか。

A 1 個人献金にかかる優遇措置の内容は、個人が拠出した政治活動に関する寄附のうち一定の要件に該当するものについては、いわゆる所得控除として、寄附者の所得税の計算上、所得から一定額を控除することとされています。

また、政党・政治資金団体に対する個人の寄附については、税額控除制度も設けられており、寄附者の課税所得ではなく、税額そのものから一定額が控除されます。所得控除制度と税額控除制度はどちらかを選択することとなっています。

【よくあるご質問】課税上の優遇措置

Q 2 どのような場合に、優遇措置が受けられるのですか。

A 2 次のような要件があります。

① 個人の寄附

個人がする「政治活動に関する寄附」が対象です。

② 寄附の相手方

国会議員関係政治団体に限っていえば次の政治団体です。

- ・ みなし1号団体（政党支部）
- ・ 2号団体（1号かつ2号に該当する政治団体も対象となります。）

③ 優遇措置の内容

- ・ みなし1号団体（政党支部）の場合

所得控除制度と税額控除のいずれかを選択できます。

- ・ 2号団体

所得控除制度の適用を受けられます。ただし、公職の候補者が現職でない場合は、選挙に立候補した日が属する年とその前年にされた寄附のみが対象となります。

④ 収支報告書への記載

国会議員関係政治団体が提出する収支報告書に優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額、年月日が記載されていることが必要です。寄附の金額が年間5万円以下であっても、優遇措置の適用を受ける場合には、同様の記載が必要です。

⑤ 適用除外

- ・ 量的制限など法の規定に違反する寄附
- ・ 寄附者に特別の利益が及ぶ寄附（個別には税務署で判断しますが、例えば、議員が自己の資金管理団体に寄附をする場合などが考えられます。）

(2) 支出

① 支出の総額

「支出」とは金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいいます。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされています。

また、「支出」の定義からは、政治資金の運用に係る金銭等（元本）は除かれています。

② 支出の項目ごとの金額

「支出」については、大きくは、経常経費（政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費）と政治活動費（政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費）とに区分します。さらに、経常経費であれば、「人件費」、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」の4項目に、政治活動費であれば、「組織活動費」、「選挙関係費」、「機関紙誌の発行その他の事業費」、「調査研究費」、「寄附・交付金」、「その他の経費」の6項目に分類します。

仮に、金銭の支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、政治団体として、その物品やサービスがどのような目的で必要であったかなどにより分類される項目は異なります。政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なのかを把握し、金銭の支出については、分類の基準にのっとり、その実態に応じて、いずれかの支出項目に適切に分類して下さい。

支出項目の分類の基準（再掲）

支出項目	分類の基準
○経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・ 消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの

支出項目	分類の基準
○政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	(ア) 機関紙誌の発行业業費 機関紙誌の発行业業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費
	(イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類
	(ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類
	(エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

③ 前記（①、②）のほか、次に掲げる事項

国会議員関係政治団体については、1件当たりの金額（数回にわたって支払われたときは、その合計金額）が、1万円を超える支出（人件費以外）について、次の事項を記載することとされています。

- 支出を受けた者の氏名、住所
（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地）
- 支出の目的、金額、年月日

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付の基準

	国会議員関係 政治団体 (平成21年分から)	資金管理団体 (国会議員関係 政治団体以外) (平成20年分から)	その他の政治団体 (国会議員関係 政治団体及び資 金管理団体以外)
○経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	1万円超	5万円以上	×
備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	×
事務所費	1万円超	5万円以上	×
○政治活動費			
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行 その他の事業費	1万円超	5万円以上	5万円以上
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上

※ 「×」は記載・添付不要を表します。

※ 年の途中に国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があつた場合には、その期間の記載・添付については政治団体の区分に応じ、右の欄の基準となります。

【よくあるご質問】 「1件当たりの金額」

Q 収支報告書に支出の明細を記載するかどうかは、1件当たりの金額で判断するとのことですが、法第12条第1項の「1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）」の「数回にわたってされたときは、その合計金額」とはどのような意味ですか。

A 例えば、政治団体が1台6万円の事務用機器を購入し、一括支払いをした場合には、収支報告書にその明細を記載する必要がありますが、毎月5千円ずつ12回に分割して支払う場合にも、収支報告書に明細を記載する必要があるのか、という問題があります。

これは、「1件」の意味を、①一の債権債務関係をいうものと解するのか、②1回の支払行為としてとらえるのかによって異なってきます。

お尋ねの「1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）」とは、収支報告書の記載に際しては、①であることを明確にするための規定であり、分割払い等であっても、その合計金額により、収支報告書に明細を記載するかどうかを判断することになります。

一方で、契約等にもよりますが、同じように毎月5千円ずつ支払っていても、新聞代のように、月毎に一の債権債務関係が確定しているような場合には、一ヶ月の支払額により、収支報告書に支出の明細を記載するかどうかを判断することになります。

(3) 資産等

12月31日において有する資産等（下の表に掲げる資産及び借入金）について、当該資産等の区分に応じ、下の表に掲げる事項を記載することとされています。

収支報告書の記載事項（資産等）

項目	記載事項
土地	・ 所在、面積、利用の現況（※） ・ 取得の価額、年月日
建物	・ 所在、床面積、利用の現況（※） ・ 取得の価額、年月日
建物の所有を目的とする 地上権又は土地の賃借権	・ 権利に係る土地の所在、面積、利用の現況（※） ・ 権利の取得の価額、年月日
取得の価額が 100万円を超える動産	・ 品目、数量 ・ 取得の価額、年月日
預金又は貯金 （普通預金、当座預金、 普通貯金を除く。）	・ 預金又は貯金の残高
金銭信託	・ 信託している金銭の額、信託の設定年月日
有価証券	・ 種類、銘柄、数量 ・ 取得の価額、年月日
出資による権利	・ 出資先、出資先ごとの金額、年月日
貸付先ごとの残高が 100万円を超える貸付金	・ 貸付先、貸付残高
支払われた金額が 100万円を超える敷金	・ 支払先 ・ 支払われた敷金の金額、年月日
取得の価額が100万円を超 える施設の利用に関する権利	・ 種類、対象となる施設の名称 ・ 取得の価額、年月日
借入先ごとの残高が 100万円を超える借入金	・ 借入先、借入残高

※ 「利用の現況」については資金管理団体に限り、記載が必要となります。

2. 作成すべき添付資料

収支報告書を提出する際には、次の書面を併せて作成し、提出する必要があります。

① 領収書等の写し

また、領収書等を徴し難かった支出がある場合は、次の②又は③の書面を作成し、併せて提出する必要があります。

② 領収書等を徴し難かった支出の明細書（以下「徴難明細書」といいます。）

③ 支出の目的を記載した書面（以下「支出目的書」といいます。）及び
振込明細書の写し

これらは、収支報告書に支出の明細の記載が必要とされる個々の支出を証するための書類ですので、提出の基準は、収支報告書の明細の記載と同じ基準であり、国会議員関係政治団体については、原則として1件1万円超の支出（人件費以外）について、提出が必要です。

また、国会議員関係政治団体については、領収書等について1円以上すべての支出の徴収義務があるのと同様に、次の2つのことから、徴難明細書、支出目的書についても1円以上すべての支出について作成する必要があります。

- ・ 登録政治資金監査人による政治資金監査において、1円以上すべての支出が監査の対象となっていること
- ・ 少額領収書等の写しの開示制度により、1円以上すべての支出（人件費以外）が開示の対象となっていること

なお、領収書等の写し及び振込明細書の写しについては、複写機により複写したものに限られています。

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付の基準（再掲）

	国会議員関係 政治団体 (平成21年分から)	資金管理団体 (国会議員関係 政治団体以外) (平成20年分から)	その他の政治団体 (国会議員関係 政治団体及び資 金管理団体以外)
○経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	1万円超	5万円以上	×
備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	×
事務所費	1万円超	5万円以上	×
○政治活動費			
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行 その他の事業費	1万円超	5万円以上	5万円以上
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上

※ 「×」は記載・添付不要を表します。

※ 年の途中に国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があった場合には、その期間の記載・添付については政治団体の区分に応じ、右の欄の基準となります。

① 領収書等の写し

法における「領収書等」とは、「当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」のことです。

「支出を証すべき書面」ですので、いわゆる契約書や請求書などの支出が未だ行われていない時点で発行されたものは、これに該当しません。

なお、領収書等の写しについては、複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写したものに限られています。

また、領収書等の写しは、支出項目ごとに分類して提出する必要があります。

② 徴難明細書

領収書等を徴し難い事情があったときは、①の領収書等の写しに代えて、次の事項を記載した徴難明細書を提出する必要があります。

- ・ 領収書等を徴し難い事情があった旨
- ・ 支出の目的
- ・ 金額
- ・ 年月日

③ 支出目的書及び振込明細書の写し

領収書等を徴し難い事情があったときで、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、支出目的書と金融機関が作成した振込みの明細書（振込明細書）の写しをもって、②の徴難明細書に代えることができます。

なお、振込明細書の写しについては、複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写したものに限られます。

また、支出目的書と振込明細書の写しは、支出項目ごとに分類して提出する必要があります。

※ 支出目的書については、これまで政治資金規正法施行規則第16号様式によるものとされておりましたが、平成24年4月の政治資金規正法施行規則の改正等により、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含みます。）は、当該振込明細書の写しをもって、支出目的書とすることができることとなりましたので、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、支出目的書を別途、第16号様式によって作成し、提出することは不要となりました。

【よくあるご質問】国会議員関係政治団体の異動と収支報告書の記載等

Q 1 1号団体に該当する政治団体は、すべての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、1万円超の支出の明細の収支報告書への記載義務等はいつの時点からいつの時点まで適用されますか。

A 1 1号団体に該当する政治団体は、すべての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載義務等は、「1号団体に該当した日（国会議員に係る公職の候補者が当該政治団体の代表者となった日等）」の支出から適用され、「1号団体に該当しなくなった日（国会議員に係る公職の候補者が当該政治団体の代表者でなくなった日等）」の支出から適用されなくなります。

なお、多くの資金管理団体のように1号団体と2号団体の両方に該当する政治団体に係るこれらの義務も、「1号団体に該当した日（国会議員に係る公職の候補者が当該政治団体の代表者となった日等）」の支出から適用されます。

Q 2 2号団体に該当する政治団体は、すべての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、1万円超の支出の明細の収支報告書への記載義務等はいつの時点からいつの時点まで適用されますか。

A 2 2号団体に該当する政治団体は、すべての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載義務等は、「2号団体に該当する旨の届出をした日」の支出から適用され（法第19条の12）、「2号団体に該当しなくなった日」の支出から適用されなくなります。

この場合の「2号団体に該当しなくなった日」とは、例えば、

- ① 推薦し、又は支持していた国会議員に係る公職の候補者から国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知を受けた場合は、「通知を行った者が国会議員に係る公職の候補者でなくなった日」のことをいい、
- ② 団体の目的の変更などにより2号団体に該当しなくなった場合は、「2号団体に該当していた政治団体の本来の目的が国会議員に係る公職の候補者を推薦又は支持することではなくなった日」のことをいいます。

【よくあるご質問】国会議員関係政治団体の異動と収支報告書の記載等

Q 3 年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった場合、領収書等の徴収義務や収支報告書への明細の記載基準はどのようになりますか。逆に、年の途中で国会議員関係政治団体となった場合についてはどうですか。

A 3 すべての支出に係る領収書等の徴収義務及び人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載義務は、基本的には、国会議員関係政治団体である間に行った支出についてのみ課せられます（法第19条の9、第19条の10）。

したがって、年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった場合には、すべての支出に係る領収書等の徴収義務は国会議員関係政治団体でなくなった日から課せられなくなり、その日からは、国会議員関係政治団体以外の政治団体として、1件5万円以上の支出について領収書等を徴収すれば足りることとなります。

また、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載についても、国会議員関係政治団体であった日までの支出に関しては必要ですが、国会議員関係政治団体でなくなった日以後の支出については、政治活動費で1件5万円以上の支出（国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体となった場合には、人件費以外の経費で1件5万円以上の支出）に関して明細を記載すれば足りることとなります。

逆に、年の途中で国会議員関係政治団体になった場合には、基本的には、国会議員関係政治団体になった日以後、すべての支出に係る領収書等を徴収・保存し、その日以後の支出については、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関しその明細を収支報告書に記載しなければなりません。

ただし、2号団体については、2号団体となった日からではなく、2号団体である旨の届出をした日からこれらの特別な義務が発生することとなります（法第19条の12）。

【よくあるご質問】領収書関係

Q 1 法における「領収書等」は、当該支出の「目的」、「金額」、「年月日」を記載した領収書その他の支出を証すべき書面とのことですが、これらの記載すべき事項が記載されていない場合は、「領収書等」に該当しないのですか。

A 1 法における「領収書等」は、当該支出の「目的」、「金額」、「年月日」の三事項が記載されていなければなりませんので、1つでも欠ければ、法の「領収書等」に該当しません。一般的な領収書において、「目的」とは「ただし、〇〇代として」など何に支出されたのかが分かるような記載を、「金額」とは当該支出の金額を、「年月日」とは当該支出の日付をいいます。

Q 2 領収書等を紛失した場合は、「領収書等を徴し難い事情」に該当しますか。

A 2 このような場合は、領収書等を一度徴していますから、「領収書等を徴し難い事情」には該当しません。

Q 3 振込みの方法により支出した場合、金融機関から交付される振込明細書は、領収書等に該当しますか。

A 3 金融機関から交付される振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎず、「支出を受けた者」からの領収書等には該当しないと解されます。

また、金融機関から交付される振込明細書は、領収書等の定義である「当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」という要件のうち、一般的に「支出の目的」が記載されていないことから「領収書等」に該当しません。

このため、振込みによる支出で領収書等が交付されない場合には、「領収書等を徴し難い事情があった場合」に該当するものとして、収支報告書の提出の際に添付すべき「領収書等の写し」の代わりに、

- ・「振込明細書の写し」と「支出目的書」（振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含みます。）、支出目的書を別様にて提出することは不要。）

又は

- ・「徴難明細書」

の提出により対応していただくこととなります。

【よくあるご質問】領収書関係

Q6 具体的な事例について、それぞれ「領収書等」に該当するのか教えてください。

A6 収支報告書の記載の基本的な方針を定めること等を所掌している政治資金適正化委員会において、政治資金監査における取扱いとして、次のような見解を示していますので、ご参考にして下さい。なお、「領収書等に該当」としているものであっても、支出の目的、金額及び年月日（以下「三事項」といいます。）が記載されていることが前提となっています。

<p>国税領収証書は、領収書等として認められるか。</p>	<p>領収書等に該当します。</p>
<p>自動車税納税通知書兼領収証書は、領収書等として認められるか。</p>	<p>領収書等に該当します。</p> <p>なお、領収証書と一緒に交付される自動車検査用の「自動車税納税証明書」は、支出の金額が記載されていないため領収書等には該当しません。</p>
<p>公共料金等の請求書兼口座引落しの案内は、領収書等として認められるか。また、パソコン上で確認する形式のものかどうか。</p>	<p>公共料金等で翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されている場合、口座引落しの案内については、領収書等に該当します。また、パソコン上で確認する形式のものについても、出力した書面をもって領収書等として取り扱うことで差し支えありません。</p>
<p>振込明細書は振込手数料の領収書等に該当するのか。</p>	<p>領収書等に該当します。</p>
<p>デパートやコンビニ等で発行されるあて名の記載されていないレシートは、領収書等として認められるか。</p>	<p>政治資金規正法上の領収書等とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、通常、レシートにはこれらの項目が記載されていますので、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p> <p>なお、法の規定上、あて名の記載までは求められていませんが、政治資金監査においては、国会議員関係政治団体においてあて名を備えた領収書等の徴収が徹</p>

	<p>底されれば政治資金に関する収支報告の適正の確保に資すること等から、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等については、あて名の確認等が求められています。</p> <p>このほか、領収書等については法令に基づきその写しが公表される場合があることにもご留意ください。</p>
<p>運送会社の代金引換を利用した際に発行される書面は、領収書等として認められるか。</p>	<p>運送会社が財・サービス等の購入先と代理受領契約を結び代金引換サービスをする際に発行する書面に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p>
<p>国会議員関係政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で、携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後当該団体のための費用相当分の精算を行った場合、当該団体は、領収書等として何を保存すべきか。</p>	<p>政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後、政治団体から当該団体のための費用相当分の精算を受けたときは、この精算は、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。</p> <p>したがって、当該事務職員が携帯電話会社から徴した領収書等を、国会議員関係政治団体の領収書等として保存すべきです。</p> <p>なお、この場合、当該契約に係る支出の領収書等のあて名に国会議員関係政治団体の事務職員の氏名が記載されていても、やむを得ないものと考えます。</p>
<p>貯金事務センターが発行する振替受払通知票は、振替口座利用手数料の領収書等として認められるか。</p>	<p>領収書等に該当します。</p>

公共料金やネット販売の代金などを金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関やコンビニエンスストアが発行する書面は、どのように取扱えばよいか。

公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）については、まず、支出の目的、金額、年月日の記載の有無を確認することになります。

支出の目的、金額、年月日がすべて記載されている場合には、政治団体の会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書と併せて提出することになります。また、政治資金監査上は、払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになります。

一方、払込金受領証には、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合があり、その場合には、受領印を確認し、支払った場所に応じて、以下の①、②のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要です。

①金融機関において支払った場合

金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当します。

この場合において、会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか、又は別様で支出目的書を作成の上、当該払込金受領証の写しを提出することになります。また、政治資金監査においては、当該払込金受領証等の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになります。

②コンビニエンスストアなど金融機関以外で支払った場合

コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しません。また、金融機関が発行したものではないことから、振込

明細書にも該当しません。

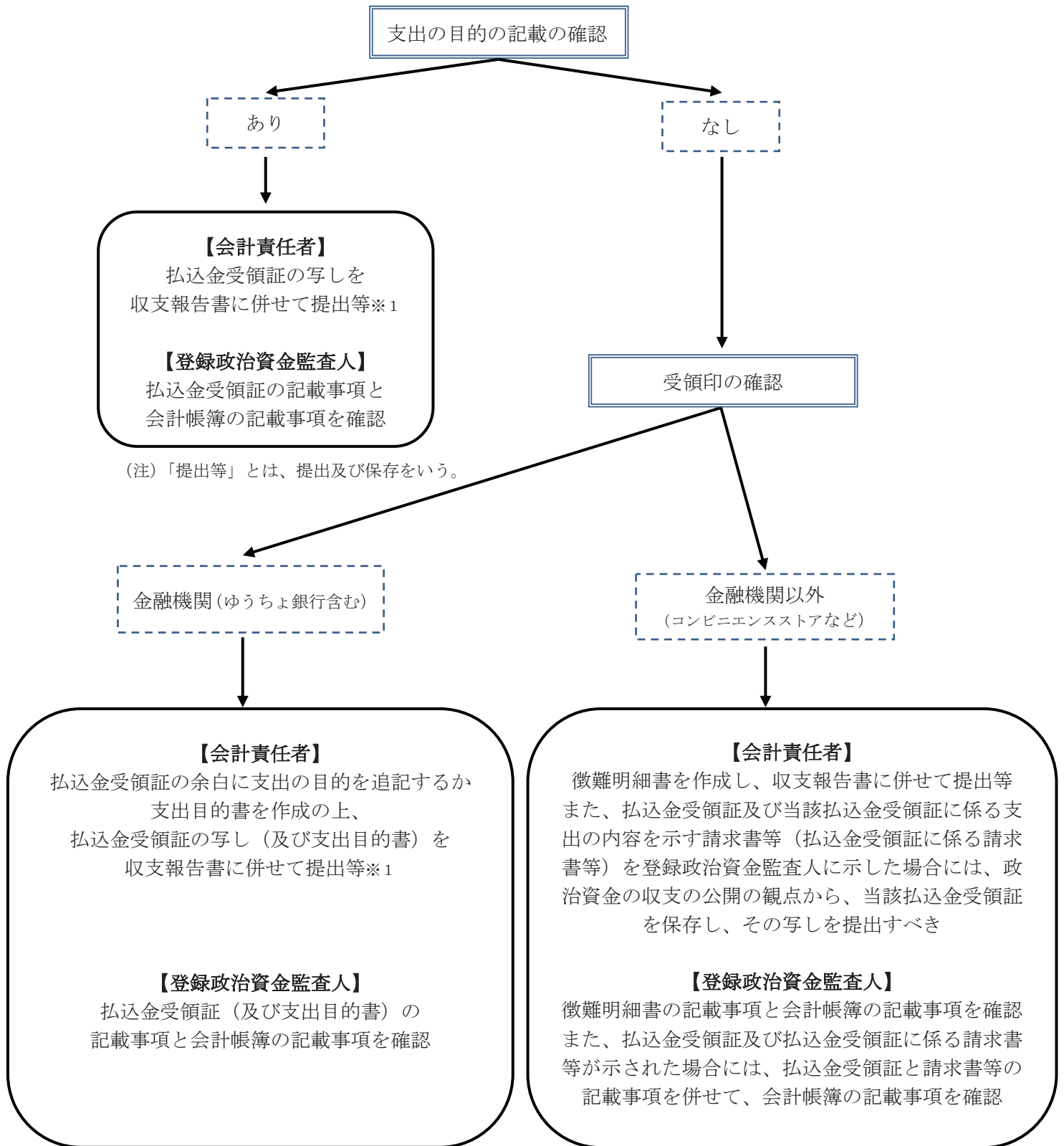
コンビニエンスストアで支払う場合は、定型の様式による収納代行であり、払込金受領証に代えて支出の目的が記載された領収書が発行されることは商慣習上困難であることから、一般的に領収書等を徴し難かった事情に該当すると考えられます。この場合には、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成することになります。

なお、支出の目的の記載のない払込金受領証については、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「払込金受領証に係る請求書等」という。）が払込金受領証と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該払込金受領証の記載事項と当該払込金受領証に係る請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかを確認することになります。

また、上記により確認がなされた払込金受領証について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきです。（政治資金監査マニュアル P19・20）

払込金受領証の取扱いをまとめると次のフローチャート（次ページ参照）のとおりとなりますので、ご確認ください。

払込金受領証の取扱いに関するフローチャート



※1 領収書等を徴し難かった事情があると判断される場合には、法令上は徴難明細書を作成することも可能である。しかし、払込金受領証が保存されている場合には、政治資金の収支の公開の観点から、政治団体以外の者が作成した書面である当該払込金受領証の写しを提出することが望ましい。

※2 金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合には、振込明細書を紛失したものとして徴難明細書を作成することとなる。

<p>経費支出伺書・出金伝票・精算伝票は、領収書等として認められるか。</p>	<p>いずれも政治団体の内部書類であり、支出を受けたことを証する書面ではなく、領収書等に該当しません。</p>
<p>国会議員関係政治団体において作成した支出証明書は、領収書等の代わりとすることができるか。</p>	<p>国会議員関係政治団体において作成した支出証明書は、支出を行った者が作成した書類であり、領収書等の代わりとすることはできません。</p>
<p>国会議員関係政治団体が物品の無償提供を受けた場合、会計帳簿や収支報告書には、当該無償提供の時価相当分を寄附として収入に計上し、経理上の処理として、同額を支出に計上することになるが、国会議員関係政治団体が無償提供をした者に対して交付した受領証の控えは、領収書等の代わりとすることはできるか。</p>	<p>国会議員関係政治団体が無償提供をした者に対して交付した受領証の控えは、会計帳簿上の支出を受けた者が作成した書類ではなく、領収書等の代わりとすることはできません。</p> <p>なお、無償提供を受けた場合の経理上の処理としての支出は、金銭を伴わない支出であり、領収書等を徴し難い事情と認められます。</p>
<p>クレジットカードの月次利用明細書は、領収書等として認められるか。</p>	<p>クレジットカードの月次利用明細書は、口座振替予定額の通知であり、領収書等に該当しません。</p>
<p>領収書等の但書きとして「お品代」と記載されている場合、支出の目的が記載されているといえるのか。</p>	<p>会計帳簿に記載された支出の目的と領収書等の「お品代」の記載とが整合性が取れていると判断されるものについては、支出の目的が記載されているものとして取り扱って差し支えありません。</p> <p>なお、収支報告の透明性の観点からは、支出の目的はできる限り分かりやすく、具体的に記載されている</p>

	<p>ことが望ましいものと考えます。</p>
<p>領収書等の但書きとして「請求書のとおり」と記載されている場合、支出の目的が記載されているといえるのか。</p>	<p>「請求書のとおり」という記載のみでは支出の目的が記載されているとはいえませんが、請求書が領収書等と一体のものとして保存されており、支出の目的を請求書により確認することができるものであれば、支出の目的が記載されているものとして取り扱って差し支えありません。</p>
<p>発行者情報が記載されていない書面は、領収書等として認められるか。</p>	<p>支出を受けた者の氏名、住所、連絡先、印等の発行者情報がない場合であっても、事実上又は社会通念上支出を受けた者が発行した書面であると客観的に判断される場合は、領収書等に該当します。</p> <p>なお、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等については、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、あて名や当該領収書等が真正なものであることについての確認を会計責任者等に求めることとなります。</p>
<p>領収書等に支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載があれば、印紙税法上貼付が必要とされる収入印紙を備えていないものであっても、政治資金規正法上の領収書等として認められるか。</p>	<p>政治資金規正法上の領収書等とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、これらの事項が記載されていれば、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p> <p>なお、収入印紙の貼付漏れを発見した場合には、会計責任者等に対するヒアリングにおいて指摘することも想定されます。</p>
<p>政治団体が作成した以下の書面に支出の相手方の氏名、支出の目的、金額及び年月日が記載され、受領者の印が押してある場合、政治資金規正</p>	<p>いずれの場合でも支出の相手方から徴した書面と認められる場合は、領収書等に該当します。</p> <p>なお、お尋ねの場合、当該人件費又は賃料の受領者が受領した証として印を押したと認められるときは、当該支出の相手方から徴した書面として取り扱って差</p>

<p>法上の領収書等として認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費の出金伝票 ・ 事務所の賃料にかかる判取帳（各月ごとに支出の相手方の氏名、支出の目的、金額及び年月日を記載） <p>※判取帳（判取り帳）：金品の受け渡しの際にその授受のあかしとして証印を受ける帳面のこと。</p>	<p>し支えありません。</p>
<p>新聞の集配員から交付された領収書等に、支出の年月日として「○月○日（年については、記載されていない。）」、支出の目的として「平成○年○月分新聞代として」と記載されている場合、当該領収書等は政治資金規正法上の領収書等と認められるか（なお支出の金額は記載されている。）。政治資金規正法上の領収書等と認められない場合は、政治資金監査上どのように取扱えばいいか。</p>	<p>政治資金規正法上の領収書等には、支出の年月日が記載されている必要があり、支出の年月日として「月日のみ」が記載されている領収書等は、政治資金規正法上の領収書等には該当しないことから、登録政治資金監査人は、その旨を会計責任者に指摘することとなります。</p> <p>ただし、お尋ねの場合にあっては、支出の目的に記載された内容から支出の年月日が確認できますので、領収書等亡失等一覧表に記載する必要はありません。</p>
<p>印字が読み取れなくなってしまったレシートについては、どのように取り扱ったらよいのか。</p>	<p>印字が読み取れないレシートでは支出の目的、金額や年月日を確認することができませんので、領収書等亡失等一覧表に記載する取扱いとなります。</p>

<p>領収書等に支出の目的が記載されていない場合、国会議員関係政治団体側で追記してもよいのか。</p>	<p>領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、支出の目的についても発行者において記載すべきであり、国会議員関係政治団体側で追記することは適当ではありません。したがって、会計責任者等において発行者に対し記載の追加や再発行を要請することが適当です。</p>
<p>領収書等にあて名が記載されていない場合、国会議員関係政治団体側で追記してもよいのか。</p>	<p>領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、あて名についても発行者において記載すべきであることから、発行者から追記の要請がある場合を除き、国会議員関係政治団体側で追記することは適当ではありません。したがって、今後、当該国会議員関係政治団体の正式名称を発行者において記載してもらうよう助言することが適当です。</p>
<p>1枚の領収書等が、国会議員関係政治団体に係る支出とそうでない支出に対して一括して発行されたものである場合、どのように取り扱えばよいのか。</p>	<p>1枚の領収書等に係る支出であっても、それが国会議員関係政治団体に係る支出とそうでない支出とから構成されているのであれば、国会議員関係政治団体に係る支出を抽出して会計帳簿や収支報告書に記載する必要があります。</p> <p>この場合、領収書等に記載された金額と会計帳簿や収支報告書に記載された金額とが一致しませんので、例えば、国会議員関係政治団体に係る支出の内訳を領収書等に付記しておくなどの対応が考えられます。</p>
<p>インターネットバンキングを利用して、振込みをした場合、振込み依頼を受け付けた旨を表示する画面を出力した書面は、振込明細書と認められるのか。</p>	<p>お尋ねの書面に、当該書面を作成した金融機関名、支出の金額及び年月日が記載されている場合、振込明細書に該当します。</p> <p>ただし、受付日と口座引落日が異なるいわゆる指定日振込みについては、確かに口座引落日が明らかでないため、振込明細書には該当しません。</p>

郵便局で支払いをし、払込票兼受領証を受け取った場合は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することができるか。

払込票兼受領証に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合（会計責任者が当該書面の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することになります。

払込票兼受領証に支出の目的が記載されていない場合は、振込明細書に該当するため、当該振込明細書の写し及び当該振込明細書に係る支出目的書を収支報告書に併せて提出することになります。

B) 記載方法及び記載例

※ 記載例については、それぞれの様式ごとに分かりやすくするため、様式間においては、整合をとっていません。

1. 表紙（様式その1）の記載方法について

- (1) 「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名」及び「会計責任者の氏名」の欄は、政治団体設立届により届け出た名称等（変更等があった場合には、収支報告書の提出時点において異動届で届け出ている名称等）を記載して下さい。また、「政治団体の名称」、「会計責任者の氏名」は様式（その20）の宣誓書のそれと一致するものです。
- (2) 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、12月31日現在で該当するものに「✓」を記入して下さい。
- (3) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体（15ページ参照）として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入して下さい。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載して下さい。
- (4) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載して下さい。
- (5) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で1号団体（みなし1号団体も含まれます。）であった場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で2号団体であった場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入して下さい。
また、1号団体と2号団体の両方に該当していた場合には、それぞれ、記入して下さい。
- (6) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体であった場合に、その期間を記載して下さい。

2. 収支の総括表及び収入項目別金額の内訳（様式その2）の記載方法について

(1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の人数を記載して下さい。なお、法人その他の団体が構成員として負担する党費又は会費は、法上は寄附とみなされます。

(2) 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（16ページ参照）を除く。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載し、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、寄附の内書としてその総額を記載して下さい。

また、個人からの寄附のうち、特定寄附（15ページ参照）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載して下さい。なお、特定寄附については、資金管理団体にのみ認められています。

また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないで下さい。

(3) 政党匿名寄附（16ページ参照）については、その総額を記載して下さい。なお、政党匿名寄附については、政党、政治資金団体にのみ認められています。

(その2)

収 支 の 状 況

前年分の報告書を確認し、記載して下さい。
繰越しのない場合は「0」として下さい。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額	2	8	1	6
(前年からの繰越額)	5	2	1	4
(本年の収入額)	2	2	9	4
支 出 総 額	1	3	7	0
翌年への繰越額	1	4	4	5

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額	1	5	0	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)			1	5

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附		7	5	0	
(ア)のうち特定寄附)		4	5	0	資金管理団体以外は記載されません。
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(イ) 政治団体からの寄附		8	2	0	法人その他団体からの寄附は、政党(政党支部も含まれます。)、政治資金団体以外の政治団体へのものは禁止されています。
小計 (ア) + (イ) + (イ)		1	5	7	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		2	3	0	
イ 政党匿名寄附					
合計 (ア + イ)		1	5	7	

3. 機関紙誌の発行その他の事業による収入（様式その3）の記載方法について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額（収入と支出の差額ではありませんので注意して下さい。）を記載して下さい。
- (2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載して下さい。また、政治資金パーティーにあつては、備考欄に開催年月日、開催場所（会場の所在地及び名称）、他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨及び当該政治団体の名称を記載して下さい。
- (3) ここに記載する収入に対応する支出がある場合には、政治活動費の「機関紙誌の発行その他の事業費」（様式（その15））にそれぞれ分類して記載して下さい。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入									
事業の種類	金額								備考
	十億	百万	千	円					
甲機関誌		2	5	0	0	0	0	0	
乙機関雑誌		1	5	0	0	0	0	0	
〇〇パーティー		4	8	0	0	0	0	0	HO. 6. 30 東京都〇〇区〇〇町〇〇ホテル〇〇の間
甲川一郎君を励ます会		1	2	1	0	0	0	0	HO. 11. 28 東京都△△区△△町〇〇会館〇〇の間
書籍販売事業			6	0	0	0	0	0	
この頁の小計		2	1	5	0	0	0	0	
合計		2	1	5	0	0	0	0	

- ・ 金額は、事業の種類ごとの年間の収入金額であり、収入と支出の差額ではありません。
- ・ ここに記載する収入に対応する支出は、政治活動費の「機関紙誌の発行その他の事業費」として、様式（その15）にそれぞれ分類して記載して下さい。

4. 借入金（様式その4）の記載方法について

- (1) 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載し、その記載の方法は、例えば、「甲銀行（乙支店）」というように具体的に借入先を記載して下さい。
- (2) 借入金を返済した場合には、政治活動費の「その他の経費」（様式（その15））の借入金返済として借入先ごとに記載して下さい。

5. 本部又は支部から供与された交付金に係る収入（様式その5）の記載方法について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載して下さい。なお、本部が支部から受けた収入、支部が本部から受けた収入の記載のみでなく、支部がその他の支部から受けた収入がある場合も記載します。

【よくあるご質問】本部支部交付金（収入）

Q 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」とはどのようなものが対象になりますか。

A 相手方から、組織対策のために支出されるもの（相手方の支出項目としては「組織活動費」）、選挙のために支出されるもの（相手方の支出項目としては「選挙関係費」）、特に用途を定めずに支出されるもの（相手方の支出項目としては「寄附・交付金」）などの本部・支部間、支部・支部間における支出に対応する収入が該当します。

なお、本部や支部などと異なり同一の組織ではない相手方からの収入であれば機関紙誌による収入などの「事業による収入」に該当するようなものでも、本部や支部、その他の支部からの収入であれば「交付金」に含まれます。

6. その他の収入（様式その6）の記載方法について

- (1) その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入。例えば、利子収入など。）については、1件当たりの金額（数回にわたって受けたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載して下さい。なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあつては、「1件10万円未満のもの」欄に一括してその合計金額を記載して下さい。
- (2) 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載して下さい。

(その6)

(6) その他の収入								
摘 要	金 額							備 考
	十億	百万	千	円				
甲銀行預金利息			1 0 0	0 0 0	0			平成〇〇年8月18日
この頁の小計			1 0 0	0 0 0	0			
1件10万円未満のもの			2 5	0 0	0			
合 計			1 2 5	0 0	0			

- ・ 1件あたりの金額（数回にわたって受けたときは、その合計金額）が10万円以上のものは、その基となった事実ごとに、個別に記載して下さい。
- ・ 1件あたりの金額が10万円未満のものは、一括してそれらの合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載して下さい。

7. 寄附の内訳（様式その7）の記載方法について

(1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいいます。16ページ参照）であるときはその旨を該当欄に記載して下さい。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえありません。ただし、課税上の優遇措置（いわゆる寄附金控除。39ページ参照）を受けるときには、金額の多寡にかかわらず記載しておかなければなりません。

(2) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とし、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないで下さい。

なお、政党、政治資金団体、政党の支部以外の政治団体は、法により「法人その他の団体からの寄附」を禁止されています。

(3) 個人からの寄附のうち、特定寄附（15ページ参照）については、例えば、甲川一郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特**甲川一郎」というように記載して下さい。また、遺贈による寄附である場合には、「備考」欄に「遺贈」というように記載して下さい。

(4) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社（16ページ参照）からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載して下さい。

(5) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載して下さい。

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		個人						
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備考				
	十億	百万	千	円								
(特) 甲川一郎		1	0	0	0	0	0	0	〇. 2. 1	東京都××区××町×番地	衆議院議員	
(特) " "		1	5	0	0	0	0	0	〇. 10. 1	"	"	
A 山太郎			3	0	0	0	0	0	〇. 1. 20	東京都〇〇区△△町×番地	A 会社社長	
" "			3	0	0	0	0	0	〇. 9. 20	"	"	
B 山次郎			5	0	0	0	0	0	〇. 8. 30	大阪市〇〇区〇〇町〇〇番地	B 会社役員	
C 山花子		1	1	0	0	0	0	0	〇. 1. 10	東京都××区〇町〇丁目〇番地	C 会社社長	事務所の 無償提供
<ul style="list-style-type: none"> 同一の者からの年間5万円を超える「寄附」について明細を記載する必要があります。また、5万円以下であっても、課税上の優遇措置(いわゆる寄附金控除)を受ける場合には、記載が必要となります。 事務所、労務、物品などの無償提供を受けた場合は「寄附」に該当する可能性があります。「寄附」に該当する場合は、時価に見積もった金額を収入に計上し、また、年間5万円を超えるものについては、明細を記載し、備考欄に「事務所の無償提供」などと記載して下さい。さらに経理上の処理として、同額を「その他の経費」として支出に計上し、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載して下さい。 												
この頁の小計			4	7	0	0	0	0				
その他の寄附			2	4	0	0	0	0				
合計			4	9	4	0	0	0				

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		法人その他団体						
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備考				
	十億	百万	千	円								
A 株式会社		1	0	0	0	0	0	0	〇. 2. 1	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	A 川太郎	
" "			5	0	0	0	0	0	〇. 10. 5	"	"	
B 協会			4	0	0	0	0	0	〇. 2. 12	神戸市〇〇区〇〇町〇〇番地	B 川次郎	
C ホールディングス		1	0	0	0	0	0	0	〇. 10. 1	名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地	C 川三郎	上場・外資 50%超
<p>法人その他団体からの寄附は、政党(政党支部も含まれます。)、政治資金団体以外の政治団体へのものは禁止されています。</p>												
この頁の小計			2	9	0	0	0	0				
その他の寄附			4	0	0	0	0	0				
合計			3	3	0	0	0	0				

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額									年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円				
全国A政治連盟			1	0	0	0	0	0	0	〇. 1. 20	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	A 沢太郎	
”			1	0	0	0	0	0	0	〇. 7. 31	”	”	
B後援会			1	5	0	0	0	0	0	〇. 11. 20	名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地	B 沢次郎	
C政治経済調査会			7	0	0	0	0	0	0	〇. 10. 15	福岡市〇〇区〇〇町〇〇番地	C 沢三郎	
この頁の小計			4	2	0	0	0	0	0				
その他の寄附													0
合計			4	2	0	0	0	0	0				0

8. 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳（様式その8）の記載方法について

(1) 同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載し、様式（その7）の記載方法に準じて記載して下さい。

なお、年間5万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえありません。

(2) 当該寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳については、様式（その2）に記載した「（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）」についての内訳であり、また、様式（その7）の「寄附の内訳」に記載された寄附のうち、あっせんによりされた寄附を当該様式（その8）に再掲するものです。

(その8)

(8) 寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳								あつせん者の区分		個人		備考
寄附のあつせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額							提 供 日 月 年	集 め た 期 間	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)	
	十億	百万	千	円								
A田一郎			8	9	0	0	0	0	〇. 11. 21 〇. 11. 20	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	会社役員	
この頁の小計			8	9	0	0	0	0				
その他の寄附												0
合計			8	9	0	0	0	0				

(その8)

(8) 寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳								あつせん者の区分		法人その他団体		備考
寄附のあつせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額							提 供 日 月 年	集 め た 期 間	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)	
	十億	百万	千	円								
B株式会社		1	8	0	0	0	0	0	〇. 9. 15 〇. 9. 10	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	B田次郎	
この頁の小計		1	8	0	0	0	0	0				
その他の寄附												0
合計		1	8	0	0	0	0	0				

(その8)

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳										あっせん者の区分		政治団体		
寄附のあっせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額									提 供 日 年 月 日	集 め た 期 間	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円										
C後援会			7	5	0	0	0	0	0	O. 7. 15	O. 7. 1~ O. 7. 14	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	C田三郎	
この頁の小計			7	5	0	0	0	0	0					
その他の寄附									0					
合 計			7	5	0	0	0	0	0					

9. 政党匿名寄附の内訳（様式その9）の記載方法について

政党匿名寄附（16ページ参照）については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載して下さい。なお、政党匿名寄附については、政党（政党支部も含まれます。）、政治資金団体のみに認められています。

10. 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳（様式その10）の記載方法について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるもの）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合（17ページ参照）には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載して下さい。
- (2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係るこれらの事項について「備考」欄に併せて記載して下さい。
- (3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載して下さい。

【よくあるご質問】政治資金パーティー

Q1 政治資金パーティーの収入が2年にまたがり、合計では1,000万円以上の収入になりましたが、それぞれの年の収入は、1,000万円を下回りました。この場合、特定パーティーにあたりますか。また、収支報告書に記載する上で留意すべきことはありますか。

A1 特定パーティーであるかどうかは、各年の収入により判断するのではなく、一の政治資金パーティーの収入により判断されます。したがって、ご質問のような場合には（見込まれる場合も含めて）特定パーティーに該当します。

なお、この場合、収支報告書には、前年分の収入金額、支払をした者の数を「備考」欄に記載して下さい。

Q2 他の政治団体と共催で政治資金パーティーを開催したところ、単独の収入としては1,000万円未満でしたが、政治資金パーティー全体の収入は1,000万円以上となりました。この場合、特定パーティーにあたりますか。

A2 A1にあるように特定パーティーであるかどうかは、一の政治資金パーティーの収入により判断されますので、ご質問のような場合には（見込まれる場合も含めて）特定パーティーに該当します。

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳												
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額								対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
	十億	百万	千	円								
甲川一郎君を励ます会		1	2	1	0	0	0	0	0	304	〇. 11. 28	東京都△△区△△町〇〇会館〇〇の間
同一のパーティーについて前年にも収入がある場合には、その金額、支払者の人数を備考欄に記載して下さい。												
この頁の小計		1	2	1	0	0	0	0	0			
合計		1	2	1	0	0	0	0	0			

11. 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳（様式その11）の記載方法について

(1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含みます。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を当該欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載して下さい。

また、政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合においては、前年以前において收受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載して下さい。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告してもさしつかえありません。

(2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉として下さい。なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称		〇〇パーティー					
				対価の支払をした者の区分		法人					
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額						年 月 日	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備考	
	十億	百万	千	円							
A株式会社			9	0	0	0	0	〇. 5. 10	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	A山太郎	
B株式会社			3	0	0	0	0	〇. 6. 1	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	B山花子	
Cホールディングス			1	2	0	0	0	〇. 7. 10	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	C山次郎	
この頁の小計			2	4	0	0	0				
合 計			2	4	0	0	0				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称		〇〇パーティー					
				対価の支払をした者の区分		政治団体					
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額						年 月 日	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備考	
	十億	百万	千	円							
全国A政治連盟			1	2	0	0	0	〇. 5. 15	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	A沢太郎	
B後援会			6	0	0	0	0	〇. 6. 15	名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地	B沢次郎	
C政治経済調査会			9	0	0	0	0	〇. 6. 22	福岡市〇〇区〇〇町〇〇番地	C沢三郎	
この頁の小計			2	7	0	0	0				
合 計			2	7	0	0	0				

12. 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるもの の内訳（様式その 12）の記載方法について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計が20万円を超えるものについては、対価の支払のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、様式（その 11）に準じて記載して下さい。

なお、一の政治資金パーティーに係る 20 万円以下の対価の支払のあっせんについても必要に応じ報告してもさしつかえありません。

(その12)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払の あつせんによるもの内訳							政治資金パーティーの名称		〇〇パーティー			
							対価の支払のあつせん者の区分		個人			
対価の支払をした者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額						提 供 年 月 日	集 め た 期 間	住 所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職 業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考	
	十億	百万	千	円								
甲山一夫			4	5	0	0	0	〇. 6. 10	〇. 5. 28~ 〇. 6. 4	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	会社社長	
乙山三夫			9	0	0	0	0	〇. 6. 15	〇. 6. 1~ 〇. 6. 10	名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地	会社役員	
こ の 頁 の 小 計			1	3	5	0	0					
合 計			1	3	5	0	0					

13. 支出の総括表（様式その13）の記載方法について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載して下さい。

この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載して下さい。また、この額の内訳を様式（その16）に記載して下さい。

(1) 経常経費

- | | |
|-----------|---|
| ア 人件費 | 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類 |
| イ 光熱水費 | 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等 |
| ウ 備品・消耗品費 | 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費 |
| エ 事務所費 | 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの |

(2) 政治活動費

- | | |
|---------|--|
| ア 組織活動費 | 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類 |
| イ 選挙関係費 | 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類 |

- ウ 機関紙誌の発行
 - その他の事業費
 - (ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費
 - (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類
 - (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類
 - (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費
- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
- オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
- カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目	金 額									備 考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円	
1 経 常 経 費										
(1) 人 件 費		1	7	9	4	0	0	0	0	
(2) 光 熱 水 費			2	3	5	0	0	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			2	1	2	0	0	0	0	
(4) 事 務 所 費		1	2	0	0	0	0	0	0	
小 計		3	4	4	1	0	0	0	0	
2 政 治 活 動 費										
(1) 組 織 活 動 費		3	5	0	0	0	0	0	0	600,000円
(2) 選 挙 関 係 費		1	0	5	0	0	0	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		8	9	1	8	1	0	0	0	備考欄には、金額欄に記載した金額のうち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の金額を記載して下さい。
ア 機関紙誌の発行事業費			9	6	0	0	0	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費		1	4	2	4	1	0	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費		6	2	3	4	0	0	0	0	
エ その 他 の 事 業 費			3	0	0	0	0	0	0	
(4) 調 査 研 究 費			1	0	5	0	0	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			6	0	0	0	0	0	0	600,000円
(6) そ の 他 の 経 費		2	0	0	0	5	1	0	0	
小 計		1	6	1	7	3	6	1	0	1,200,000円
合 計		1	9	6	1	4	6	1	0	

14. 経常経費（様式その14）の記載方法について

(1) 人件費以外の経常経費については、1件当たりの金額（数回にわたって支払われたときは、その合計金額）が、

- ・ 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出
- ・ 資金管理団体として指定されていた期間（ただし、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間。以下同じです。）に行った支出にあっては5万円以上の支出

について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を(3)の例により記載して下さい。

(2) 人件費以外の経常経費は、様式（その13）の基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉として下さい。

(3) 「支出の目的」欄には、次のような例により具体的に記載して下さい。

光熱水費 「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」

備品・消耗品費 「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、
「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」

事務所費 「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、
「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」

(4) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、

- ・ 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出
- ・ 資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出

を一括してその合計金額を記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)					項目別区分		光熱水費		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円					
電気代 (12月分)			1	50000	〇. 1. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (1月分)			1	50000	〇. 2. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (2月分)			1	50000	〇. 3. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (3月分)			1	40000	〇. 4. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (4月分)			1	40000	〇. 5. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (5月分)			1	60000	〇. 6. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (6月分)			2	00000	〇. 7. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (7月分)			2	10000	〇. 8. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (8月分)			2	10000	〇. 9. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (9月分)			2	00000	〇. 10. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (10月分)			1	60000	〇. 11. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (11月分)			1	40000	〇. 12. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計			2	010000					
その他の支出								0	
合計			2	010000				0	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)					項目別区分		備品・消耗品費		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円					
事務所机椅子等の購入			4	05000	〇. 3. 20	〇〇事務機器販売 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
ガソリン代 (3月~6月分)			5	40540	〇. 7. 10	〇〇石油販売 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
自動車修理代			7	35000	〇. 9. 27	〇〇自動車 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計			1	680540					
その他の支出			7	429460					
合計			9	110000				0	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）							項目別区分		事務所費		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円							
事務所の借料損料（2月分）			1	0	0	0	0	〇. 1. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（3月分）			1	0	0	0	0	〇. 2. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（4月分）			1	0	0	0	0	〇. 3. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（5月分）			1	0	0	0	0	〇. 4. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（6月分）			1	0	0	0	0	〇. 5. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（7月分）			1	0	0	0	0	〇. 6. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（8月分）			1	0	0	0	0	〇. 7. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（9月分）			1	0	0	0	0	〇. 8. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（10月分）			1	0	0	0	0	〇. 9. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（11月分）			1	0	0	0	0	〇. 10. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（12月分）			1	0	0	0	0	〇. 11. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（1月分）			1	0	0	0	0	〇. 12. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計			1	2	0	0	0				
その他の支出			5	4	2	7	4				
合計			1	7	4	2	7				

15. 政治活動費の内訳（様式その15）の記載方法について

(1) 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたって支払われたときは、その合計金額）が、

- ・ 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出
- ・ 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出

について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載して下さい。

(2) 政治活動費は、様式（その13）の基準により分類し、さらに費目ごとに、次の例のように適宜、小分類し、それぞれ別葉として下さい。

組織活動費	「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、 「渉外費」、「交際費」
選挙関係費	「公認推薦料」、「陣中見舞」
機関紙誌の発行事業費	「給与」、「材料費」、「印刷費」、 「荷造発送費」、「原稿料」
宣伝事業費	「遊説費」、 「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、 「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、 「宣伝用自動車の購入・維持費」
政治資金パーティー開催事業費	「甲政治資金パーティー開催事業費」、 「乙政治資金パーティー開催事業費」
調査研究費	「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、 「翻訳代」
寄附・交付金	「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、 「負担金」

(3) 記載の要領については、次のとおりです。

ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載して下さい。

イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載して下さい。

- ウ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、
- ・ 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出
 - ・ 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出
- を一括してその合計金額を記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		選挙関係費(推薦料)			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円								
推薦料			5	0	0	0	0	0	○.12.15	A川太郎	東京都○○区○○町○○番地	
"			5	0	0	0	0	0	○.12.15	B川次郎	仙台市○○区○○町○○番地	
"			5	0	0	0	0	0	○.12.15	C川三郎	京都市○○区○○町○○番地	
"			5	0	0	0	0	0	○.12.15	D川四郎	大阪市○○区○○町○○番地	
"			5	0	0	0	0	0	○.12.15	E川五郎	神戸市○○区○○町○○番地	
この頁の小計			2	5	0	0	0	0				
その他の支出												0
合計			2	5	0	0	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		選挙関係費(陣中見舞)			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円								
この頁の小計												0
その他の支出												0
合計												0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分		機関紙誌の発行事業費（甲機関誌原稿料）		
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円						
原稿料			1	0	0	0	〇. 1. 15	F川太郎	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	
"			1	0	0	0	〇. 7. 15	G川次郎	大阪市〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計			2	0	0	0				
その他の支出										0
合計			2	0	0	0				0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分		機関紙誌の発行事業費（甲機関誌印刷費）		
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円						
印刷費			1	5	0	0	〇. 2. 1	〇〇印刷株式会社	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
"			1	5	0	0	〇. 8. 1	"	"	
この頁の小計			3	0	0	0				0
その他の支出										0
合計			3	0	0	0				0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分				機関紙誌の発行事業費（乙機関雑誌印刷費）		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考			
	十億	百万	千	円							
印刷費			7	0	0	0	0	〇. 4. 5	〇〇印刷株式会社	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
"			7	0	0	0	0	〇. 10. 5	"	"	
この頁の小計			1	4	0	0	0				
その他の支出											0
合計			1	4	0	0	0				0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分				機関紙誌の発行事業費（乙機関雑誌発送費）		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考			
	十億	百万	千	円							
発送費			4	5	0	0	0	〇. 4. 10	〇〇運送	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
"			4	5	0	0	0	〇. 10. 10	"	"	
この頁の小計			9	0	0	0	0				
その他の支出											0
合計			9	0	0	0	0				0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		政治資金パーティー開催事業（〇〇パーティー）		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	円	円					
案内状印刷代			4	0	0	0	〇. 4. 5	〇〇印刷株式会社	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
会場借上費		1	0	0	0	0	〇. 6. 30	〇〇ホテル	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
食事代		2	0	0	0	0	〇. 6. 30	"	"		
講師謝礼			5	0	0	0	〇. 6. 30	〇野〇郎	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計			3	0	9	0					
その他の支出				4	8	0					
合計			3	1	3	8					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		政治資金パーティー開催事業（甲川一郎君を励ます会）		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	円	円					
案内状印刷代			1	5	0	0	〇. 9. 10	〇〇印刷株式会社	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
案内状送代			2	0	0	0	〇. 10. 15	日本郵便株式会社	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
会場借上費		4	0	0	0	0	〇. 11. 28	〇〇会館	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
食事代		3	6	7	5	0	〇. 11. 28	"	"		
講師謝礼			5	0	0	0	〇. 11. 28	△野△郎	さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地		
講師謝礼			5	0	0	0	〇. 11. 28	×野×郎	横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計			8	1	2	5					
その他の支出				3	5	0					
合計			8	1	6	0					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		調査研究費(翻訳代)			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円								
Global Politicsの翻訳代			2	0	0	0	0	0	0.5.15	〇〇翻訳(株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計			2	0	0	0	0	0				
その他の支出								5	0	0		
合計			2	0	0	5	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		寄附・交付金(支部交付金)		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円							
支部交付金			2	0	0	0	0	0.3.31	〇〇支部	仙台市〇〇区〇〇町〇〇番地	
"			2	0	0	0	0	0.3.31	△△支部	浜松市〇〇区〇〇町〇〇番地	
"			2	0	0	0	0	0.3.31	××支部	広島市〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計			6	0	0	0	0	0			
その他の支出								0			
合計			6	0	0	0	0	0			

16. 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳（様式その16）の記載方法について

- (1) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式（その13）の分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載して下さい。なお、本部が支部に対して供与した交付金、支部が本部に対して供与した交付金の記載のみでなく、支部がその他の支部に対して供与した交付金がある場合も記載します。
- (2) この様式（その16）は、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出を再掲するものです。

【よくあるご質問】本部支部交付金（支出）

Q 「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」とはどのようなものが対象になりますか。

A 組織対策のために支出されるもの（支出項目としては「組織活動費」）、選挙のために支出されるもの（支出項目としては「選挙関係費」）、特に用途を定めずに支出されるもの（支出項目としては「寄附・交付金」）などの本部・支部間、支部・支部間における支出が該当します。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳											
支 出 項 目	金 額							年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円							
組織活動費			2	0	0	0	0	〇. 2. 1	〇〇支部	仙台市〇〇区〇〇町〇〇番地	
〃			2	0	0	0	0	〇. 2. 1	△△支部	浜松市〇〇区〇〇町〇〇番地	
〃			2	0	0	0	0	〇. 2. 1	××支部	広島市〇〇区〇〇町〇〇番地	
寄附・交付金			2	0	0	0	0	〇. 3. 31	〇〇支部	仙台市〇〇区〇〇町〇〇番地	
〃			2	0	0	0	0	〇. 3. 31	△△支部	浜松市〇〇区〇〇町〇〇番地	
〃			2	0	0	0	0	〇. 3. 31	××支部	広島市〇〇区〇〇町〇〇番地	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式（その13）の備考欄に記載した金額の明細を記載して下さい。 ・ なお、この様式は、本部又は支部を持たない単独の政治団体は不要です。 											
この頁の小計			1	2	0	0	0				
合 計			1	2	0	0	0				

17. 資産等の総括表（様式その17）の記載方法について

12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入して下さい。

なお、有の「□」内に「✓」を記入した場合は、様式（その18）に資産等の項目別の内訳を記入して下さい。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

18. 資産等の項目別内訳（様式その18）の記載方法について

(1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉として下さい。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。

項目	記載事項		
	摘要欄 「記載例」	備考欄 「記載例」	金額欄 年月日欄
土地	所在 「東京都千代田区〇〇町 1丁目1番地1号」	面積 「100㎡」	取得の価額 取得年月日
建物	所在 「東京都千代田区〇〇町 1丁目1番地1号」	床面積 「100㎡」	取得の価額 取得年月日
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	所在及び地上権又は賃借権の別 「東京都千代田区〇〇町 1丁目1番地1号（地上権）」	面積 「100㎡」	取得の価額 取得年月日
取得の価額が100万円を超える動産	品目 「自動車」、「絵画」、 「応接セット」	数量	取得の価額 取得年月日
預金又は貯金 (普通預金、当座預金、普通貯金を除く。)	「残高」		残高 —
金銭信託	「金銭信託」		金銭の額 設定年月日
有価証券	種類 「国債」、「株式」、 「社債」	銘柄及び数量 「何年何月発行10年国債 (額面100万円)」、 「甲株式会社発行株式 (1,000株)」	取得の価額 取得年月日

出資による権利	出資先 「甲合名会社」、 「乙合資会社」		金額 出資年月日
貸付先ごとの残高 が100万円を 超える貸付金	貸付先 「甲野太郎」、 「乙政治団体」		残高 —
支払われた金額が 100万円を 超える敷金	支払先 「甲野太郎」、 「乙株式会社」		敷金の金額 支払年月日
取得の価額が 100万円を 超える施設の 利用に関する権利	種類 「ゴルフ場会員権」、 「スポーツクラブ会員権」	施設の名称 「甲カントリークラブ」、 「乙会員制スポーツクラブ」	取得の価額 取得年月日
借入先ごとの残高 が100万円を 超える借入金	借入先 「甲銀行（乙支店）」		残高 —

(2) 記載事項のうち「取得の価額」などに不明なものがあった場合には、次の例により記載して下さい。

取得時期	項目	記載事項のうち 不明なもの	不明な記載事項の記載方法 「備考欄の記載例」
政治団体 となった 日(※) 前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地 ・ 建物 ・ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 	取得の価額	取得時における時価に見積った金額 「設立日前の取得だが価額が不明。価額は取得時における見積額。」
		取得の価額 取得年月日	設立日における時価に見積った金額 設立日 「設立日前の取得だが価額、年月日とも不明。年月日は設立日、価額は設立日における見積額。」
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動産 ・ 有価証券 ・ 施設の利用に関する権利 	取得年月日	— 「設立日前の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」
		取得年月日	— 「設立日前の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」
政治団体 となった 日(※) から平成 元年12月 31日まで の間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地 ・ 建物 ・ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 	取得の価額	取得時における時価に見積った金額 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが価額が不明。価額は平成5年1月1日における見積額。」
		取得の価額 取得年月日	平成5年1月1日における時価に見積った金額 — 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが価額、年月日とも不明。価額は平成5年1月1日における見積額。」
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動産 ・ 有価証券 ・ 施設の利用に関する権利 	取得年月日	— 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが価額、年月日とも不明。価額は平成5年1月1日における見積額。」

		取得年月日	— 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」
	・ 出資による権利 ・ 敷金	取得年月日	— 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」

※ 「政治団体となった日」とは法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあつては、第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいいます。

19. 不動産の利用の現況（様式その19）の記載方法について

(1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（「土地」、「建物」、「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」をいいます。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉として下さい。「項目別区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。

なお、資金管理団体が不動産を取得し、又は保有することは、平成19年8月6日以後は同日前に取得したものなどを除き、禁止されています。

○「事務所の用」、「事務所以外の用」に使用している場合の共通事項

項目	記載例	
	摘要欄（所在を記載）	用途欄
土地	「東京都千代田区〇〇町 1丁目1番地1号」	○事務所の用に供している場合 「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」 ○事務所以外の用に供している場合 「賃貸」、「無償貸与」
建物		○事務所の用に供している場合 「事務所」 ○事務所以外の用に供している場合 「賃貸」、「無償貸与」
建物の所有を 目的とする地 上権又は土地 の賃借権		○事務所の用に供している場合 「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」 ○事務所以外の用に供している場合 「賃貸」、「無償貸与」

○事務所以外の用に供している場合は下表の例により、追加して記載

項 目	記 載 例			
	使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係欄	使用者ごとの用途欄	使用者ごとの使用面積欄	使用者ごとの使用の対価の価額欄
土地	「当団体の職員」、 「当団体の代表者の秘書」、 「当団体の職員以外の個人」	「住居」、 「事務所以外の駐車場」	「100㎡」	「10万円/月」
建物		「住居」、 「倉庫」		
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		「住居」、 「事務所以外の駐車場」		

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数居るときにあつては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載して下さい。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しません。
- (4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しません。

(その19)

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分 土地			
摘要	利用の現況				
	用途	事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価格
東京都〇〇区 〇〇町〇〇番地	事務所（事務所用の駐車場を含む。）				

この様式は、資金管理団体以外の政治団体は不要です。

20. 宣誓書（様式その 20）の記載方法について

- (1) 会計責任者が記名押印又は署名して下さい。なお、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署して下さい。また、「政治団体の名称」、「会計責任者の氏名」は、様式（その 1）の表題部に記載したものと一致します。
- (2) 政治団体の解散等に伴い提出する収支報告書にあつては、会計責任者のほか代表者も提出義務者となっていますので、収支報告書の内容を確認したうえで、両者が記名押印又は署名して下さい。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成〇〇年3月1日

政治団体の名称 〇〇政治研究会

会計責任者の氏名 乙川次郎



解散等に伴い提出する収支報告書にあっては、
代表者も記名押印又は署名して下さい。

21. 領収書等を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）の記載方法について

- (1) 「会計責任者の氏名」欄には、記名押印又は署名して下さい。なお、署名の場合には、必ず会計責任者本人が自署して下さい。
- (2) 「支出の目的」欄には、収支報告書の様式（その13）の支出の項目別区分に従って分類、整理し、「項目」欄に当該支出項目名を記載して下さい。
- (3) 「摘要」欄には、収支報告書の様式（その14）又は様式（その15）の「支出の目的」欄に記載した内容を記載するものとし、例えば「電話料金」というように具体的に記載し、「領収書等を徴し難かった事情」には「口座振替のため」などと記載して下さい。

第15号様式（第9条関係）

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額						年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要	百万	千	円					
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分	1	1	0	0	0	0	〇. 1. 10	無償提供のため
組織活動費	お祝い金		1	0	0	0	0	〇. 11. 10	社会通念上領収書を徴し難かったため
事務所費	電話料金		1	5	0	0	0	〇. 12. 10	口座振替のため

政治団体の名称 〇〇政治研究会

会計責任者の氏名 乙川次郎



22. 振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）の記載方法について

- (1) 「項目」欄には、収支報告書の様式（その13）の例により分類して記載して下さい。
- (2) 「摘要」欄には、収支報告書の様式（その14）又は様式（その15）の「支出の目的欄」に記載した内容を記載するものとし、例えば「会場借上費」というように具体的に記載して下さい。
- (3) 支出の目的ごとに別葉とし、「項目」が同じであっても「摘要」が異なる場合には、その異なる「摘要」ごとに別葉として下さい。
- (4) 提出にあたっては、当該支出に係る振込明細書の写し（複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写したものに限られます。）と併せて、「項目」ごとに分類して提出して下さい。

※ 平成24年4月の政治資金規正法施行規則の改正等により、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含みます。）は、当該振込明細書の写しをもって支出目的書とすることができることとなりましたので、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、支出目的書を別途この様式により作成し、提出することは不要となりました。

第16号様式（第9条関係）

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘 要
組織活動費	会場借上料

政治団体の名称 〇〇政治研究会

【よくあるご質問】無償提供を受けた場合

Q 労務や事務所の無償提供を受けた場合、寄附にあたりますか。また、寄附にあたる場合、収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 法において「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定められており、労務や事務所の無償提供を受けた場合、労務の対価や事務所の利用料相当分の「財産上の利益」が生じますので、利用等の実態からその対価や利用料を支払うことが社会通念上相当であるようなときは、「寄附」にあたりません。

この場合、収支報告書には、これらを時価に見積もった金額を「寄附」として記載し、備考欄に「無償提供」と記載して下さい。しかし、このままでは、法の会計帳簿や収支報告書が現金主義を取っているにもかかわらず、これらの利益が永続的に収入（及び繰越額）に含まれてしまいますので同額を支出にも計上する必要があります。この場合、支出の項目は政治活動費の「その他の経費」（様式（その15））とし、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載し、金額欄に収入と同額を記載して下さい。また、この支出については、経理上の処理であるため、領収書等も徴すことができないと考えられますので、「徴難明細書」の領収書等を徴し難かった事情に「無償提供のため」と記載し、対応することとなります。

なお、無償提供であっても「寄附」に該当する場合は、「法人その他の団体からの寄附」の禁止など法の寄附制限の対象となります。

また、以下のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（134ページ参照）があり、簡便に会計帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

【政治資金関係申請・届出オンラインシステム】

<https://kyoudou.soumu.go.jp>

無償提供を受けた場合の記載例（会計帳簿：一部記載省略）

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
2の1 寄附 (1)個人からの寄附	C山花子	1,100,000	HO.1.10	事務所の無償提供
	合計	1,100,000		
収入の総額		1,100,000		

会計帳簿作成ソフトの
「収入・支出同額計上ボタン」
をクリック

自動的に**太字**部分を挿入

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6)その他の経費	金銭以外のものによる 寄附相当分	1,100,000	HO.1.10	C山花子	←
	合計	1,100,000			
支出の総額		1,100,000			

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、**太字**部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

無償提供を受けた場合の記載例(収支報告書)

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		個人		備考			
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)		金額			年月日	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)					
		十億	百万	千	円							
④ 甲川一郎			1	0	0	0	0	0	〇. 2. 1	東京都××区××町×丁目×番地	衆議院議員	
④ " "			1	5	0	0	0	0	〇. 10. 1	"	"	
A山太郎				3	0	0	0	0	〇. 1. 20	東京都〇〇区△△町×番地	A会社社長	
" "				3	0	0	0	0	〇. 9. 20	"	"	
B山次郎				5	0	0	0	0	〇. 8. 30	大阪市〇〇区〇〇町〇〇番地	B会社役員	
C山花子			1	1	0	0	0	0	〇. 1. 10	東京都××区〇町〇丁目〇番地	C会社社長	事務所の 無償提供
この頁の小計				4	7	0	0	0				
その他の寄附					2	4	0	0				
合計			4	9	4	0	0	0				

事務所の無償提供による寄附を時価に換算して記載

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分		その他の経費(金銭以外のものによる寄附相当分)		備考			
支出の目的		金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)					
		十億	百万	千	円							
金銭以外のものによる寄附相当分			1	1	0	0	0	0	〇. 1. 10	C山花子	東京都××区〇町〇丁目〇番地	
この頁の小計			1	1	0	0	0	0				
その他の支出								0				
合計			1	1	0	0	0	0				

経理上の処理のため収入と同額を計上

第15号様式(第9条関係) 領収書を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額			年月日	領収書を徴し難かった事情				
項目	摘要	十億	百万	千	円					
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分		1	1	0	0	0	0	〇. 1. 10	無償提供のため
組織活動費	お祝い金			1	0	0	0	0	〇. 11. 10	社会通念上領収書を徴し難かったため
事務所費	電話料金			1	5	0	0	0	〇. 12. 10	口座振替のため

政治団体の名称 〇〇政治研究会
会計責任者の氏名 乙川次郎

乙

【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Q 1 前払式電子マネーを利用した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

① まず、電子マネーに現金をチャージした時点で、その分を支出に計上して下さい。

② その後、電子マネーを利用した場合には、

- ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
- ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。「Suica」などでも同じですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ①の時点では、現金が支出されていますが、一方で、このQ 1 ①の時点のみでは、支出の相手方が前払式電子マネーの運営会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ②の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、支出の相手方に財産上の利益は発生するものの現金による支出ではないことから、経理上の処理として同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、以下のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（138ページ参照）があり、簡便に会計

帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

【政治資金関係申請・届出オンラインシステム】

<https://kyoudou.soumu.go.jp>

「Suica」などについては、次のQ3をご覧ください。

前払式電子マネーによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考	
項目	摘要					
2 政治活動費 (6) その他の経費	電子マネーの チャージ 合計	10,000 10,000	HO. 1. 10	〇〇電子マネー 運営会社		
2 政治活動費 (1) 組織活動費	乗車券	300	HO. 1. 20	〇〇旅客鉄道 株式会社	電子マネーによる購入	
	茶菓	200	HO. 1. 30	〇〇(コンビニ)		電子マネーによる購入
(4) 調査研究費	乗車券 (略) 合計	500 10,000	HO. 2. 10	〇〇旅客鉄道 株式会社		電子マネーによる購入
支出の総額		20,000				

(便宜上日付順で記載しています。)

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	300	HO. 1. 20	自動的に太字部分を挿入
	金銭以外のものによる支出相当分	200	HO. 1. 30	
	金銭以外のものによる支出相当分 (略)	500	HO. 2. 10	
	合計	10,000		
収入の総額		10,000		

差し引き 10,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、太字部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Q 3 「Suica」などを利用した場合に、簡便な記載はできないですか。

A 3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、

- ・ 「Suica」など交通事業者系の前払式電子マネーに
- ・ 現金でチャージし、
- ・ 電車の利用など交通費に限定して使用

するという場合は、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、現金をチャージした時点、Q1で言えば①の時点のみの記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

いずれにしても、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法も取り得るものと思われます。

「Suica」などの利用における簡便な記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	Suicaチャージ	10,000	H〇. 1. 10	東日本旅客鉄道株式会社	
	合計	10,000			
支出の総額		10,000			

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合
 下線部分…自ら記入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 1 クレジットカードの利用により物品を購入した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

- ① まず、物品を購入した時点で、
 - ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
 - ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。
- ② その後、カード会社に支払った時点で、その分を支出に計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。もっと簡易な記載はできないですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ②の時点で、現金が支出されていますが、一方で、このQ 1 ②の時点のみでは、支出の相手方がカード会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ①の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、現金による支出ではないことから、経理上の処理として、同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（141ページ参照）があり、簡易に会計帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成し

た場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

また、一定の要件を満たした場合には、簡易な記載方法でも差し支えないと考えられますので、詳しくは、次のQ3・Q4をご覧ください。

クレジットカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	HO. 1. 20	〇〇(飲食店)	クレジットカードによる購入
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	HO. 1. 25	〇〇ホテル	
	合計	80,000			
2 政治活動費					
(6) その他の経費	クレジットカード代金支払い	80,000	HO. 3. 10	〇〇カード	
	合計	80,000			
支出の総額		160,000			

会計計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上ボタン」をクリック自動的に太字部分を挿入

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	50,000	HO. 1. 20	←
	金銭以外のものによる支出相当分	30,000	HO. 1. 25	
	合計	80,000		
収入の総額		80,000		

差し引き 80,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、**太字**部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q3 ETCカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、「ETCカード」の利用の場合は、利用目的が限定されていることから、カード会社に支出した時点の記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

ETCカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費	ETCカード代金支払い 合計	80,000	H.O. 3. 10	〇〇カード	
(6) その他の経費		80,000			

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 4 ETCカード以外のクレジットカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A 4 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の意見（144ページ参照）を踏まえ、「一括払い」の場合には、

- ・ 現金と同等に広く利用されていること
- ・ クレジットカードの利用から支払いまでの期間が短期間であること

から、クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけで差し支えないと考えられます。

なお、クレジットカードを利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考えられます。

収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）

昨年10月、収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせが多く寄せられた事例のうち、交通事業者が運営する電子マネー及びETCカードについては、簡易な記載方法を認めることが適当である旨の見解を当委員会として示したところである。

当委員会では、政治団体からの意見等も踏まえ、クレジットカードを利用した場合の記載方法の簡略化についてさらなる検討を行った結果、クレジットカードが現金と同等に広く利用され、支払いまでの期間が比較的短期であること、また、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、以下のとおり簡易な記載方法を認めることが適当であると考えているので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

- クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する。
- 実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましい。
- なお、口座振替の利用は「領収書等を徴し難い事情」に該当するものであるが、この場合、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載する扱いとはせずに、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考えている。

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1) 組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	H21. 1. 20	〇〇店	クレジットカードによる支払 H21. 3. 10 〇〇カード
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	H21. 1. 25	〇〇ホテル	クレジットカードによる支払 H21. 3. 10 〇〇カード
	合計	80,000			